

2026年2月6日

連絡先:
金杜法律事務所
特許部 パートナー弁理士 馬 立栄 (日本語可)
北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼 18 階
malirong@cn.kwm.com
D: +86 10 5878 5120 | M: +86 13641661068 (中国) | M: +81 80 5912 5678 (日本)

政策とニュース

国家知識産権局、2025 年 12 月の定例記者会見を開催

2025 年 12 月 26 日、国家知識産権局は 12 月の定例記者会見を開催し、北京市が知的財産権改革を各方面で深化させて質の高い首都発展を推進している関連状況を紹介した ([参照リンク](#)はこちら)。その主な内容は以下のとおりである。

- 北京市の知的財産権業務を支援するため、国家知識産権局は次の 6 つの面の業務を重点的に展開している。第一に、北京市が高水準の知的財産権大都市を築き、北京市において知的財産権分野のビジネス環境最適化に向けたパイロット事業を展開することを支援し、首都の国際競争力の向上をサポートしている。第二に、北京市が北京・天津・河北省で知的財産権に関する協力を深めることを支援し、3 地域が「北京・天津・河北省における知的財産権の協調的発展の徹底的な推進に関する戦略的提携協定」に署名するよう指導した。第三に、北京市による知的財産権公共サービスの継続的な最適化を支援し、北京市が全国初の総合的な知的財産権の公共サービス基準を発表し、率先して市レベル・区レベルの総合的な公共サービス機関とサービス項目のリストをすべて対象とするよう北京市を指導した。第四に、北京市が知的財産権に関する国際交流に深く関与するよう支援し、第 3 回「一帯一路」ハイレベル知的財産権会議を北京で主催し、北京市の知的財産権のハイレベルな対外開放をサポートしている。第五に、北京市によるハイレベルな知的財産権人材ハブの構築を支援するとともに、ハイレ

ベルな知的財産権人材ハブの構築に関し北京市が実施意見を策定・発表し、業務の全面的な配置を行うことを支援している。

- 同時に、北京市党委員会と市政府は、専利の商用化・運用業務を非常に重視し、市の知識産権局は、国の関連業務要求と市党委員会・市政府の決定・計画を徹底的に実施し、次の 5 つの面の業務を重点的に行った。①『専利の商用化・運用に関する特別行動実施計画』と『知的財産権金融エコシステム総合パイロット事業行動計画』を発表し、『国際科学技術イノベーションセンターの知的財産権能力向上の計画管理措置』など 6 つの政策を打ち出した。②需要側と供給側の双方が力を発揮し、大学、研究機関、医療・保健機関を組織して、24 万 9000 件を超える保有専利を全面的に点検させ、16 万件以上が商用可能専利リソースデータベースに格納された。市では累計で 3800 件を超える専利開放許諾声明が発行された。③専利産業化モデル企業 170 社を育成し、すべて知的財産権担保融資の「ホワイトリスト」に登録した。2025 年第 3 四半期末までに、市内の主要な中国の銀行の融資残高は 89 億元を超えた。④2400 社以上の事業体が 6000 以上の専利製品を作り、4 万 6300 件の高価値専利を実施し、関連製品の年間売上高は 8400 億元を超えている。⑤2025 年上半期に市内の専利譲渡・許諾件数は前年比で 7%増加し、「AI ツールによる専利開放許諾の有効化と大学での専利商用化・運用のパフォーマンス向上」など 7 つの事例が 2025 年の国家知識産権局の専利商用化・運用の優秀事例に選ばれた。

国家知的財産権強国建設作業部の省庁間合同会議事務局、『知的財産権強国の建設発展に関する報告（2025 年）』を発表

2025 年 12 月 17 日、国家知的財産権強国建設作業部の省庁間合同会議事務局は、関係各方面と共に、『知的財産権強国の建設発展に関する報告（2025 年）』（以下『報告』、[参照リンクはこちら](#)）を取りまとめた。報告は、中国の知的財産権強国の建設発展目標の全体的な進捗状況と、知的財産権強国建設の成果を総括し、知的財産権強国の建設発展の状況を評価しており、その主な内容は以下のとおりである。

- 知的財産権保護は全面的に強化されている。2024 年、全国の裁判所は新たに 52 万 9400 件の知的財産権事件を受理し、54 万 3900 件を終結させ、侵害が悪質で状況が深刻な事件 460 件に対して懲罰的賠償を適用した。検察機関は 1 万 3800 件の知的財産権侵害事件を受理し、審査・起訴した。警察機関は知的財産権侵害、偽造品・粗悪品の製造・販売事件を 3 万 7000 件以上捜査・処理した。市場監督部門は商標や専利などの分野で 4 万 4000 件の違反事件を調査・処分し、全国知的財産権システムは専利侵害紛争の行政事件 7 万 2000 件を処理し、税関は被疑侵害の輸出入品 4 万 1600 ロットを差し押さえた。国家レベルの知的

財産権保護センターと迅速権利保護センターは、すでに 124 か所設立され、29 の省（自治区、直轄市）をカバーしている。

- 知的財産権の創造・運用による利益は継続的に増加している。2024 年に中国で授権された発明専利は 104 万 5000 件であり、戦略的新興産業における有効な発明専利は 134 万 9000 件に達し、商標は 478 万 1000 件が登録された。年間を通じて PCT 国際専利出願 7 万 5000 件を受理し、マドリッド国際商標登録出願 7039 件を受け付けており、これらはいずれも世界トップクラスである。年間を通じて専利の譲渡・許諾の申請受理件数は 61 万 3000 件で、そのうち大学や研究機関によるものが 7 万 6000 件である。企業の発明専利の産業化率は 53.3%に上昇した。
- 地域の知的財産権発展指数の平均値は引き続き上昇しており、広東省、上海市、北京市、浙江省、江蘇省などの地域の知的財産権発展レベルは全国トップクラスである。中でも、広東省・香港・マカオ湾岸地域の平均得点は 93.02 点で、PCT 出願数が全国の 34.5%を占め、国際化の程度が高い。長江デルタ地域の平均得点は 90.28 点で、知的財産権の市場化が活発であり、ロイヤルティの輸出入額が全国の 43.6%を占めている。北京・天津・河北省地域の平均得点は 85.35 点で、専利紛争処理の行政裁決事件数が全国の 21.7%を占め、共同保護メカニズムの成果が突出している。黄河流域の平均得点は 79.19 点で、地理的表示の発展の優位性がより際立っており、地理的表示の直接的な年間生産額が全国の 37.4%を占め、地理的表示製品の累計の承認数が全国の 31.6%を占めている。各地域では、それぞれのリソースと戦略的ポジショニングを活かして、特色が鮮明でかつ優位性で互いに補完し合う知的財産権発展の道筋が形成されている。

事例

最高院の知的財産権法廷：人工知能およびアルゴリズムに関する技術秘密侵害紛争事件での立証責任転換の適用

事件の概要

最高人民法院（以下、「最高院」）は、上訴人である A 社と、被上訴人である B 社、張氏、王氏、李氏、黄氏との間の技術秘密侵害紛争事件について、二審判決を下した。最高院は原判決を覆し、B 社などの被疑侵害者 5 者は A 社の技術秘密を共同で侵害し、相応の侵害責任を負うべきであると認定した。同時に、自社の技術が独立した出所を有するとの被疑侵害者の主張に対し、最高院は、2019 年改正の『不正競争防止法』第 32 条第 2 項の立証責任転換の規定を適用し、自社の技術秘密が侵害された可能性があ

ることを示す初歩的な証拠を権利者である A 社が提出した後、立証責任を被疑侵害者側に転換した。

本件一審の原告である A 社は、指先認識と単語読み上げ、すなわち、本の文字を指で指し示して素早く認識と翻訳を行う製品の開発に取り組んでいた。A 社は、指先認識技術に関するコードで構成されたアルゴリズムや画像データベースを含む関連営業秘密（以下、「本件技術秘密」）がすでに形成されていたと主張した。張氏は A 社の元株主兼 CTO であり、李氏、王氏、黄氏はいずれも、当該プロジェクトの技術開発に携わり、本件の技術情報にアクセス可能であった A 社の元従業員である。張氏は退職後に B 社を設立し、残りの 3 人も相次いで退職し同社に加わった。A 社は、張氏ら 4 人は守秘義務に反して B 社に技術秘密を開示し、B 社はそのことを明らかに知りながらも当該技術を使用して提携パートナーに製品ソリューションを提供し、指先認識・単語読み上げ機能付き製品の発売を支援したと主張した。このため A 社は裁判所に提訴し、B 社、張氏、李氏、王氏、黄氏が本件技術秘密の侵害を直ちに停止し、A 社に経済的損失 100 万元を連帯で賠償することを求めた。

上海知識産権法院は一審において、本件で A 社が提出した初歩的証拠は、同社が主張する本件技術秘密、即ち本件の秘密範囲 1~7 の技術情報が侵害されたことを合理的に示すことができないと判断し、A 社の訴訟請求をすべて棄却した（以下、「一審判決」）。A 社はこれを不服とし、最高院に上訴した。

最高院は二審において、営業秘密が侵害されたことを合理的に示す初歩的証拠を営業秘密の権利者が提出し、また、侵害被疑者が営業秘密を入手するルートまたは機会を有していたこと、および侵害被疑者が使用した情報が当該営業秘密と実質的に同じあることを示す証拠を提出した場合には、侵害被疑者は営業秘密の侵害行為が存在しなかったことを証明すべきであると、次のような認識を示した。侵害被疑者は、被疑侵害の技術情報は自ら主体的に開発したものであると主張している。侵害被疑者がこのために提出した関連証拠に対しては、全面的かつ客観的な査定を行い、論理的推論と日常生活の経験を活用して、被疑侵害品のパフォーマンスの詳細、被疑侵害品と、当該営業秘密を搭載した権利者の製品とのパフォーマンスの比較状況を参照しつつ、総合的に審査し判断すべきである。

第一に、A 社が提出した証拠は、本件技術秘密が被疑侵害者 5 者によって侵害されたことを合理的に示している。まず、B 社は自社の公式サイトで、A 社が開発した製品を自社の「デスクトップインタラクティブ技術プラットフォーム」の成果として宣伝し、AI アルゴリズムの指先位置決め技術を採用していることを強調した。次に、本件と基本的に同じ事実に基づいて A 社が B 社を最初に訴えた後に取り下げた事件では、被告側の答弁状況によれば、被疑侵害品と A 社の製品が使用しているのは、いずれも「指の認識および追跡」の技術であった。さらに、被疑侵害品と A 社の製品との比較デモンストレーションを行ったところ、指を用いた場合と指を用いなかった場合のテスト状況において、両製品が示した認識、出力、お

よび読み上げ能力はほぼ同じであった。また、B社が設立されてから、その提携パートナーの製品が指の位置決め・認識機能を備えることを示すまでの期間は、2か月足らずであった。最後に、張氏、王氏、李氏、黄氏はいずれもA社の指先認識プロジェクトチームのメンバーであり、本件技術秘密にアクセスする便宜を有していた。

第二に、被疑侵害者の5者が提出した証拠は、本件技術秘密の侵害行為を行っていないことを証明するには不十分である。まず、A社では本件技術秘密の研究開発プロセスに17か月を要した。これに対しB社は、2か月足らずの期間で、人工知能による視覚認識・位置決め機能を備えた製品をゼロからリリースしたが、これは日常的な経験則に反する。次に、B社は、被疑侵害の技術は自社が収集したオープンソースコードに由来すると主張した。しかし、被疑侵害の技術は実際には初期段階で高度なトレーニングが必要である。人工知能をトレーニングするための十分なデータがない状況で、B社が、異なるオープンソースチャネルから入手したオープンソースコードのみに頼って、A社とは全く異なる新しい「爪」関連の新たな技術製品の発売に向けて2か月でビジネスパートナーを支援できたことは、明らかに道理にかなっていない。さらに、公証されたテスト結果によると、爪が隠れていても、被疑侵害品はスムーズに認識し、位置決めをトリガーし、関連する単語を正しく読み上げて出力することができる。このことは、B社が採用したのは「爪認識」であるという技術的基礎を否定するものである。最後に、被疑侵害品は平板型製品であり、A社の柱状製品のような角度適応・調整機能を必要としない。しかし実際のテスト過程では、角度を調整した場合でも単語認識機能を実現することができた。

以上の論述を踏まえ、最高院は二審において、B社などの被疑侵害者5者が本件技術秘密を侵害したとするA社の主張は成立すると認定した。これにより最高院は一審判決を取り消し、被疑侵害者5者に対し、本件技術秘密の開示、使用、他者による使用の許可を停止し、本件技術秘密が記録された媒体を廃棄するとともに、50万円の連帯賠償責任を負うよう命じた。

二審の事件番号：(2023)最高法知民終1503号 判決については[こちらのリンク](#)を参照されたい。

モデル的な意義

本件は、人工知能アルゴリズムなどの技術秘密の侵害にかかる事件において、2019年改正の不正競争防止法第32条第2項の立証責任転換に関する規定を当該分野でどのように適用するかを明らかにしたものである。不正競争防止法は2025年に3回目の改正が行われ、従来の第32条が第39条に変更されたが、条文の内容は変更されておらず、本件は依然として参考となる重要な価値を有する。最高院は本件において、権利者が侵害行為の存在について、蓋然性が高い初歩的な証拠を提出した場合、被疑侵害者はその技術の出所の合法性に関し実質的な立証責任を負わなければならない

と指摘した。本件では、研究開発期間、機能比較、テストパフォーマンスなどの外部の事実を総合的に考慮することにより、アルゴリズム関連事件での「立証の難しさ」という問題が効果的に解決されており、このような複雑な技術的事実の調査および認定に対し、裁判上の重要な指針が示されている。